

### 第三期三鷹市障がい者(児)計画体系案(新旧対照表)

(計画の考え方)

令和3年度の実態調査や、前回の自立支援協議会でのグループワークの中で多くの方から「障がいに対する正しい理解」が課題としてあがっている。市としても重点課題としてとらえ、計画の大項目2に位置付けた。

旧		新		備 考
大項目	小項目	大項目	小項目	
1 計画の改定等と推進	(1)計画の改定等と推進	1 計画の改定等と推進	(1)計画の改定等と推進	変更なし
2 障がい者を支える環境づくり	(1)障がい者の権利保障	2 互いを理解し、認め合う地域づくり	(1)障がい者差別の解消と合理的配慮の推進	現計画では心のバリアフリー(ソフト面)と設備等のバリアフリー(ハード面)を合わせて1項目としていたが、新計画においては、2項目に分け、心のバリアフリーについては重点課題の中でも上位と考え、大項目の2に位置付けた。
	(2)「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり		(2)障がい者の権利保障	
	(3)バリアフリーのまちづくり		(3)障がいに対する正しい理解の拡大	
3 相談機能の充実と障がい者の視点に立った支援体制の確立	(1)わかりやすい情報提供	3 障がいのある人の視点に立った支援の提供と相談支援の充実	(1)わかりやすい情報提供	大項目について、実態調査の中で「どのサービスが受けられるかわからない。」という声が多くあったため、「障がいのある人の視点に立った支援」に修正をした。小項目についても、利用者の立場になって「利用しやすい環境づくりを進めることを目標としている。
	(2)相談機能の充実		(2)相談機能の充実	
	(3)福祉サービス利用者等への支援		(3)福祉サービスの充実と利用しやすい環境づくり	
4 社会参加と交流の推進	(1)障がい者の社会参加の促進	4 地域における生活の支援	(1)障がいのある人の自立生活の支援	現計画では社会参加と交流の推進が大項目4にあり、大項目5に自立生活の支援となっているが、自立した生活ができることで、社会参加につながると考え、項目を入れ替えている。 また、家族への支援について、現計画では子どもの生活支援のなかに位置付けられているが、重点的に取り組む課題と考え、新たな項目として位置付けた。
	(2)障がい者の就労の推進		(2)障がいのある子どもの生活支援の充実	
	(3)交流の推進		(3)家族支援の充実	
5 地域における自立生活の支援	(1)障害者総合支援法の適切な運営	5 社会参加の促進	(1)障がいのある人の社会参加の促進	
	(2)障がい者の自立生活支援		(2)障がいのある人による就労の促進	
	(3)障がい児の生活支援			
6 自立支援のための基盤整備とサービスの質の確保	(1)施設整備の推進	6 障がいのある人を支える地域の基盤整備	(1)福祉人財の確保	自立支援協議会での議論などからも福祉人財の確保の重要性が挙がっており、サービスの質の確保とは分けて上位に置いた。障がい者福祉施設の充実については基盤整備の推進と統合した。
	(2)障がい者福祉施設の充実		(2)サービスの質の確保	
	(3)サービスの質と人財の確保		(3)施設整備の推進	
		7 安心して住みやすいまちづくりの推進	(1)「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり	大項目2の備考を参照
			(2)バリアフリーのまちづくり	
7 推進体制の整備	(1)計画の推進体制	8 推進体制の整備	(1)計画の推進体制	変更なし
	(2)関係機関等との連携		(2)関係機関等との連携	

現行の計画と変更している部分です